

器具及び容器包装の規格試験の検査結果(令和元年度)

食器や調理器具、包装材などは、食品と直接接触して使用されることから、一部が剥離又は化学物質が溶出して食品が汚染される可能性があります。そのため食品に接する器具及び容器包装の安全性については食品衛生法により規格が設定されており、適合している必要があります。

令和元年5月及び9月に健康福祉局食品専門監視班が市内で収去した食器等30検体について、器具及び容器包装の規格試験を行いました(表1)。検査の結果、すべての検体が規格に適合していました。

表1 器具及び容器包装の規格試験の検体数と項目数(令和元年度)

材質	検体	検体数	検査項目数	検査項目									
				一般	材質試験			溶出試験					
				着色料	カドミウム	鉛	重金属	過マンガン酸カリウム消費量	フェノール	ホルムアルデヒド	蒸発残留物	ゲルマニウム	アンチモン
メラミン樹脂	皿等の食器	3	21	3	3	3	3	0	3	3	3	0	0
ポリエチレン樹脂	保存容器、手袋等	10	60	10	10	10	10	10	0	0	10	0	0
ポリエチレンテレフタレート樹脂	コップ等	5	40	5	5	5	5	5	0	0	5	5	5
ポリプロピレン樹脂	まな板、ストロー等	12	72	12	12	12	12	12	0	0	12	0	0
合計		30	193	30	30	30	30	27	3	3	30	5	5



* 写真は検体の一例です

【規格について】

器具及び容器包装又はこれらの原材料は、許可された着色料以外が溶出しないように規定されています(原材料一般の規格)。また、材質・使用用途別に規格が設定されており、材質試験と溶出試験を実施して評価します。材質試験は検体中に含まれている化学物質、溶出試験は検体から溶け出す化学物質を測定します。参考に、今回検査した材質の規格を示しました(表2)。

表 2 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

種類	項目		規格
一般	着色料		食品衛生法施行規則別表第 1 掲載品目に掲げる着色料以外の化学的合成品たる着色料を含むものであってはならない。ただし、着色料が溶出または浸出して食品に混合するおそれがないように加工されている場合はこの限りではない。
ポリエチレン及びポリプロピレン樹脂	材質試験	カドミウム	100 μ g/g 以下
		鉛	100 μ g/g 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 μ g/mL 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 μ g/mL 以下
		蒸発残留物	30 μ g/mL 以下
メラミン樹脂	材質試験	カドミウム	100 μ g/g 以下
		鉛	100 μ g/g 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 μ g/mL 以下
		フェノール	5 μ g/mL 以下
		ホルムアルデヒド	陰性
ポリエチレンテレフタレート樹脂	材質試験	カドミウム	100 μ g/g 以下
		鉛	100 μ g/g 以下
	溶出試験	重金属	鉛として 1 μ g/mL 以下
		過マンガン酸カリウム消費量	10 μ g/mL 以下
		アンチモン	0.05 μ g/mL 以下
		ゲルマニウム	0.1 μ g/mL 以下
蒸発残留物	30 μ g/mL 以下		

【理化学検査研究課 食品添加物担当】